

所得税法

本試験問題

〔第一問〕問1

居住者甲は、卸売業を営んでおり、取引先に自動車で商品を配達している途中で、不注意で交通事故を起こした。そのため、その相手方に怪我に対する損害賠償金を支払った。

別日に、同じく商品を配達している途中で、交通事故にあい、甲は怪我を負うとともに配達中の商品が破損した。そのため、相手方が契約する損害保険会社から、怪我に対する損害賠償金及び商品に対する損害賠償金（商品の販売価額相当額）を受け取った。

また、この交通事故により配達に使用する自動車が破損し修理に1か月を要したので、相手方が契約する損害保険会社から、1か月間休業することに対する休業補償金（1か月分の売上を補償するもの）を受け取った。

上記設例を前提として、(1)～(3)の間に回答しなさい。

- (1) 甲が支払った損害賠償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。
- (2) 甲が受け取った怪我に対する損害賠償金、商品に対する損害賠償金の所得税法上の取扱いについてそれぞれ簡潔に説明しなさい。
- (3) 甲が受け取った休業補償金の所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕【資料V】2

乙は、甲の取引先であるA社から会社法第176条（売渡し請求）による売渡し請求を受け、甲から相続したA社株式10株を11月30日に1株30,000円で譲渡した。A社の1株あたりの資本金等の額は10,000円である。甲は、A社株式を1株15,000円で取得しており、6月30日時点におけるA社株式の時価は27,000円であった。当該取引につき源泉徴収が必要である場合には、適正に処理されたものとする。なお、甲の相続に係る相続税について納付すべき税額はなかった。

〔第二問〕【資料V】4

【資料I】6のノートパソコンを下取り業者へ120,000円で譲渡している。当該譲渡に際しては、郵送料1,000円を別途支払っている。当該ノートパソコンは、所得税法第9条第1項第9号に規定される生活に通常必要な資産である。

〔第二問〕【資料Ⅵ】4

戊の本年中の収入は、暗号資産の譲渡収入2,150,000円である。当該暗号資産は、令和7年10月に1,600,000円で購入したものである。

〔第二問〕【資料II】2

甲は、小規模企業共済に加入していたので、共済契約者が死亡したことによって支給される共済金4,000,000円が乙の口座に入金されている。甲が小規模企業共済に加入していたのは、平成29年9月1日から令和8年6月30日である。なお、当該共済金は、相続税法第3条第1項第2号に規定される退職手当等に該当するので、みなし相続財産として相続税の課税価格計算の基礎に算入される。

〔第二問〕【資料III】5

貸倒損失は、令和2年分の未収家賃40,000円が本年中に全額回収不能であることが確定したので、収支計算書において支出として計上している。

〔第二問〕問【資料V】3

乙は、甲がひとりで居住していた次の家屋及びその敷地を相続し、12月15日に不動産業者へ譲渡した。当該家屋及びその敷地は、相続時においては相続特別措置法第35条第3項の要件を満たしており、家屋の取り壊しは当該不動産業者が適正に済ませている。当該家屋は7月15日から11月30日までD法人へ貸付場所として無償貸与している。なお、譲渡費用には、甲から乙への相続登記費用100,000円（家屋分30,000円と敷地分70,000円の合計額）が含まれている。

譲渡資産	甲の取得年月	譲渡年月	譲渡対価	取得費	譲渡費用
家屋	昭和35年4月	令和8年12月	100,000円	不明	72,500円
敷地	昭和35年4月	令和8年12月	5,000,000円	不明	200,000円

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問1

問1 次の各設問の所得税の取扱いについて説明しなさい。

【設問1】

居住者が自己を契約者（保険料の支払者）及び保険金の受取人、配偶者を被保険者とする生命保険契約に基づいて、配偶者の死亡により一時金又は年金を受け取った場合

【設問2】

山林所得を生ずべき業務を営む居住者が災害により山林に損失を受け、損害保険契約に基づいて損害保険金を受け取った場合

●直前予想答練 第1回〔第二問〕【資料2】

甲は、Y社株式（上場株式）5,000株を所有していたが、本年1月に発行法人であるY社の公開買付けの募集に応じて、所有する株式のすべてをY社に対して6,000,000円で譲渡している。

なお、譲渡直前におけるY社の資本金等の額は、400,000,000円、Y社の発行済株式総数は、1,000,000株であり、この株式を1株当たり600円で取得している。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問1【資料I】7

令和5年に取得し事業の用に供していたパソコン（甲の事業の遂行上基本的に重要な資産には該当しない）を、本年5月に家事の用に転用しているが、未処理となっている。
このパソコンの取得価額は95,000円、転用時の時価は34,000円である。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問2【資料Ⅲ】

乙は、勤務する傍らで暗号資産の運用を行っている。
本年における年間取引報告書は下記のとおりである。
なお、暗号資産の運用は、事業には該当しない。

年間取引報告書

通貨	年初数量	年初金額	年中購入数量	年中購入金額	年中売却数量	年中売却金額	年末数量
X Y Z	2コイン	1,500,000円	3コイン	2,400,000円	2コイン	1,700,000円	3コイン

●直前予想答練 第3回〔第二問〕問1【資料I】5(2)

小規模企業共済契約の共済金 4,075,000円
これは、甲が個人事業を廃止したことにより、小規模企業共済契約に基づいて受けた一時金である。

なお、甲の掛金納付期間は14年2ヵ月間（170ヵ月）で、これまでの掛金納付総額は3,400,000円である（下記7(2)参照）。
また、この共済金に係る源泉徴収税額はなかった。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問2【資料VI】

乙は、友人に1,000,000円を貸し付けていたが、友人とは1年以上前より連絡が取れなくなり、本年において、貸付金の全額及び前年分の未収利子25,000円が回収不能であると認められる。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問2【資料1】

乙は、本年5月、乙が居住の用に供していた家屋及びその敷地（以下「譲渡資産」という。）を譲渡し、譲渡代金をもって居住の用に供する家屋及びその敷地（以下「買換資産」という。）を取得し、直ちに居住の用に供している。

1 譲渡資産に関する資料

譲渡資産は、乙と生計を一にし、かつ、同居していた父が昭和59年9月に取得し、以後居住していたものであるが、令和6年4月に父が死亡したことに伴い、相続（単純承認）したものである。

(1) 父の取得価額

- ① 家屋 15,000,000円（同種資産の耐用年数22年）
- ② 土地 25,000,000円
- ③ 合計 40,000,000円

(2) 譲渡対価

- ① 家屋 10,000,000円
- ② 土地 65,000,000円
- ③ 合計 75,000,000円

(3) 譲渡費用 2,992,500円（家屋部分と土地部分との区分は、不明）